

第6章 こどものひかり計画

1 計画の概要

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること、いわゆる「貧困の連鎖」があってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないことや、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害されたり社会から孤立したりすることのないよう、保護者への生活・就労支援、ヤングケアラーとその家族への支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

本市においては、平成29年度に「丸亀市こども未来計画」の中間見直しにおいて子どもの貧困対策計画を「子どものひかり計画」として策定した後、「第2期丸亀市こども未来計画」の策定に合わせて「子どものひかり計画」の改正も行いました。本計画においても、その後の国の法律改正や大綱策定も踏まえて、「子どものひかり計画」として策定します。



1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

2 本市の状況

ここでは、令和5年度に実施した中学生・高校生等と中学生・高校生等の保護者の生活状況や学習状況の実態を調査したアンケート調査結果報告書からデータを抜粋しています。なお、アンケート調査の全結果は本市のホームページでご確認いただけます。

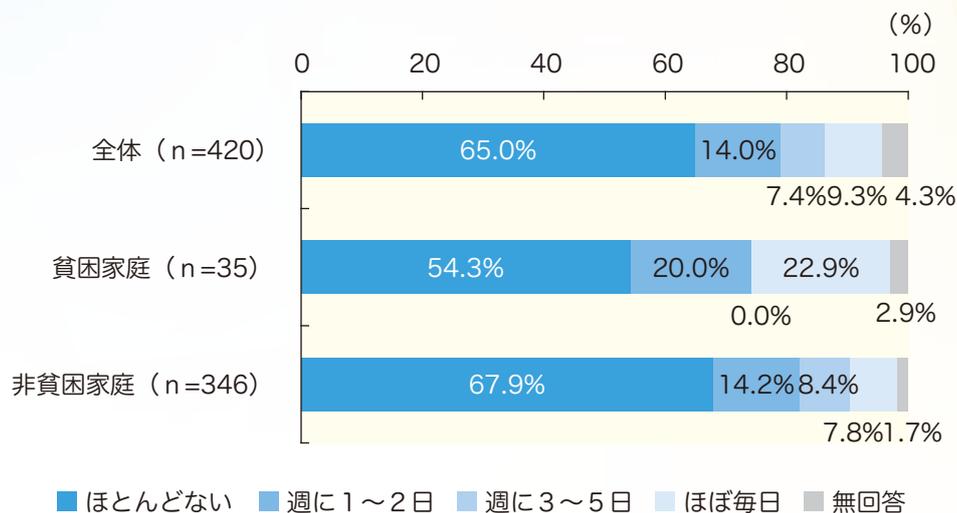
「こどものひかり計画」においては、世帯の年間収入（就労収入のほか全ての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、141.0万円を低所得の基準とします。今回のアンケート調査では、中学生・高校生等の保護者を対象とした調査の世帯収入に関する設問において、「収入はない」「1～100万円」「100～200万」を選択した世帯を「貧困家庭」とし、200万円以上を選択した世帯を「非貧困家庭」として集計を行っています。

(1) 1人で晩ごはんを食べる回数

1週間のうち、1人で晩ごはんを食べる回数をみると、全体では「ほとんどない」が65.0%と最も高く、次いで「週に1～2日」が14.0%、「ほぼ毎日」が9.3%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「ほとんどない」が最も高くなっていますが、「貧困家庭」が54.3%であるのに対して、「非貧困家庭」は67.9%と前者が13.6ポイント下回っています。一方、「ほぼ毎日」では「貧困家庭」が22.9%であるのに対して、「非貧困家庭」は7.8%と前者が15.1ポイント上回っています。

■ 1人で晩ごはんを食べる回数<単数回答>

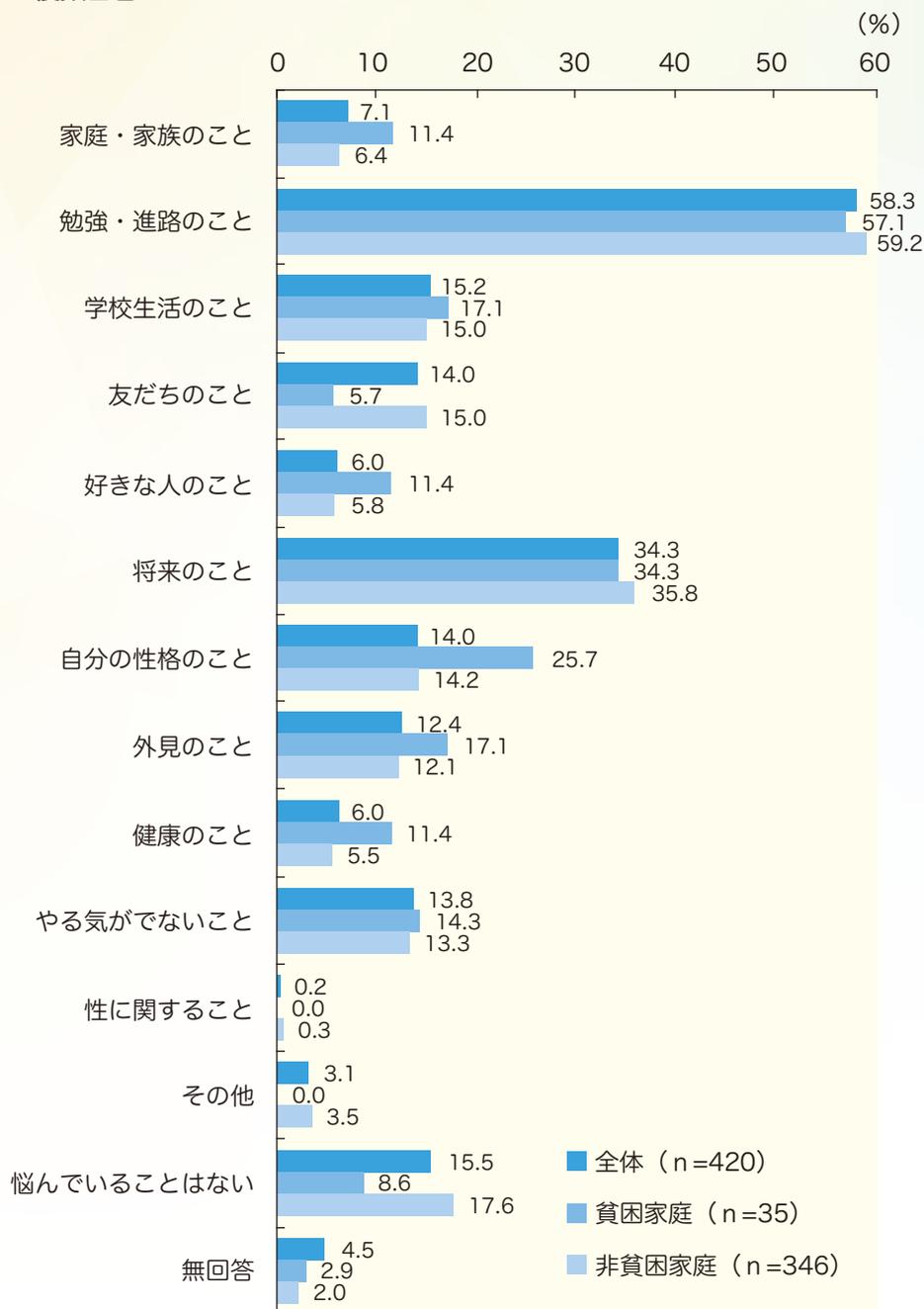


(2) 現在の悩み

現在の悩みをみると、全体では「勉強・進路のこと」が58.3%と最も高く、次いで「将来のこと」が34.3%、「悩んでいることはない」が15.5%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「勉強・進路のこと」が最も高くなっており、「貧困家庭」が57.1%、「非貧困家庭」が59.2%となっています。一方、「悩んでいることはない」では、「貧困家庭」が8.6%であるのに対して、「非貧困家庭」は17.6%と前者が9.0ポイント下回っています。

■現在の悩み<複数回答>

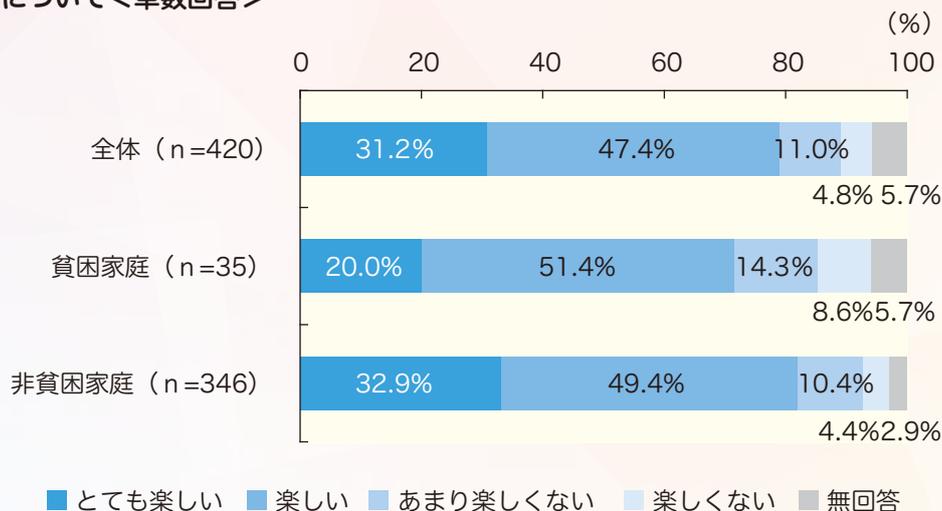


(3) 学校生活について

学校生活についてみると、全体では「楽しい」が47.4%と最も高く、次いで「とても楽しい」が31.2%、「あまり楽しくない」が11.0%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「楽しい」が最も高く、「貧困家庭」が51.4%、「非貧困家庭」が49.4%となっています。また、「とても楽しい」では「貧困家庭」が20.0%であるのに対して、「非貧困家庭」は32.9%と前者が12.9ポイント下回っています。

■学校生活について<単数回答>

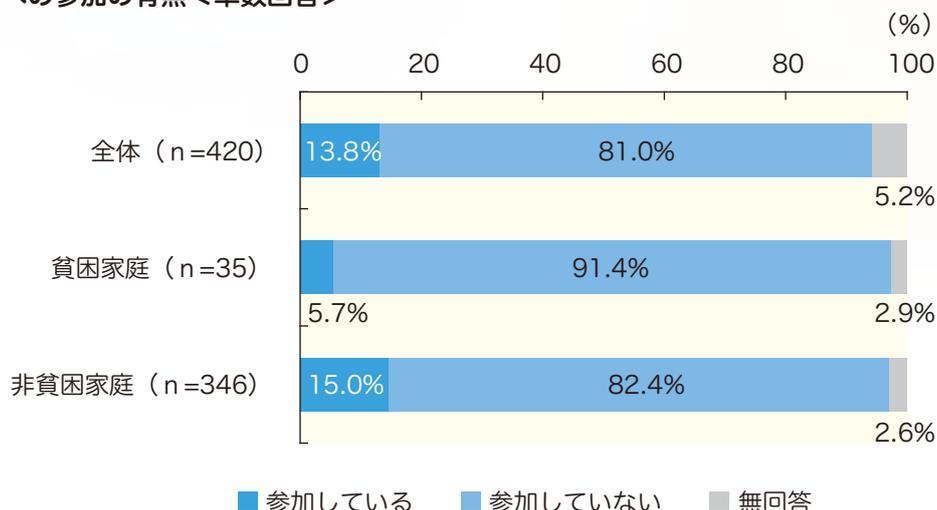


(4) 地域活動への参加の有無

地域活動（学校以外で行う地域の活動やボランティア活動など）への参加の有無についてみると、全体では「参加している」が13.8%、「参加していない」が81.0%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「参加していない」が最も高くなっていますが、「貧困家庭」が91.4%と9割を上回っており、「非貧困家庭」の82.4%と比較して9.0ポイント上回っています。一方、「参加している」は「貧困家庭」が5.7%であるのに対して、「非貧困家庭」は15.0%と前者が9.3ポイント下回っています。

■地域活動への参加の有無<単数回答>

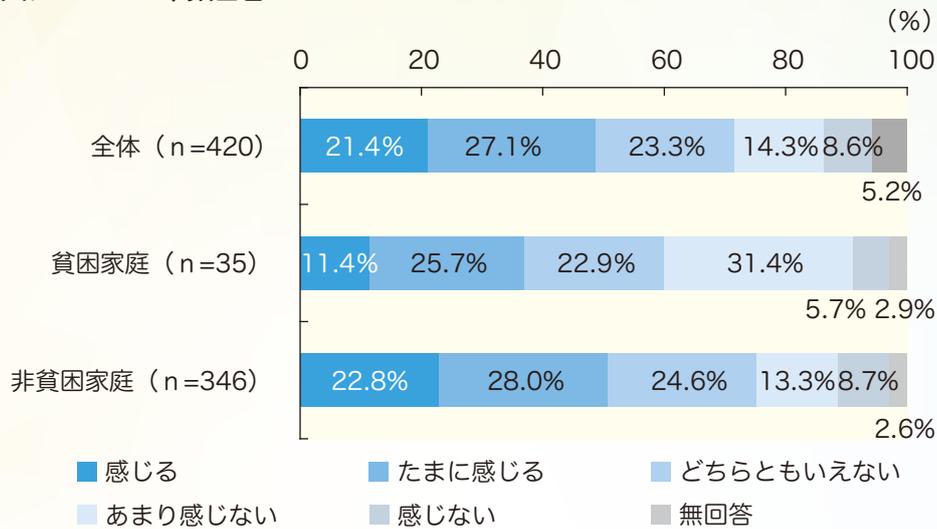


(5) 地域の大人について

地域の大人について、自分たちを見守ってくれていると感じるかをみると、全体では「たまに感じる」が27.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.3%、「感じる」が21.4%となっています。

貧困関係をみると、「貧困家庭」では「あまり感じない」が31.4%と最も高いのに対して、「非貧困家庭」では「たまに感じる」が28.0%と最も高くなっています。また、「感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「貧困家庭」が37.1%であるのに対して、「非貧困家庭」は50.8%と前者が13.7ポイント下回っています。一方、「あまり感じない」と「感じない」を合わせた『感じない』では、「貧困家庭」が37.1%であるのに対して、「非貧困家庭」は22.0%と前者が15.1ポイント上回っています。

■地域の大人について<単数回答>

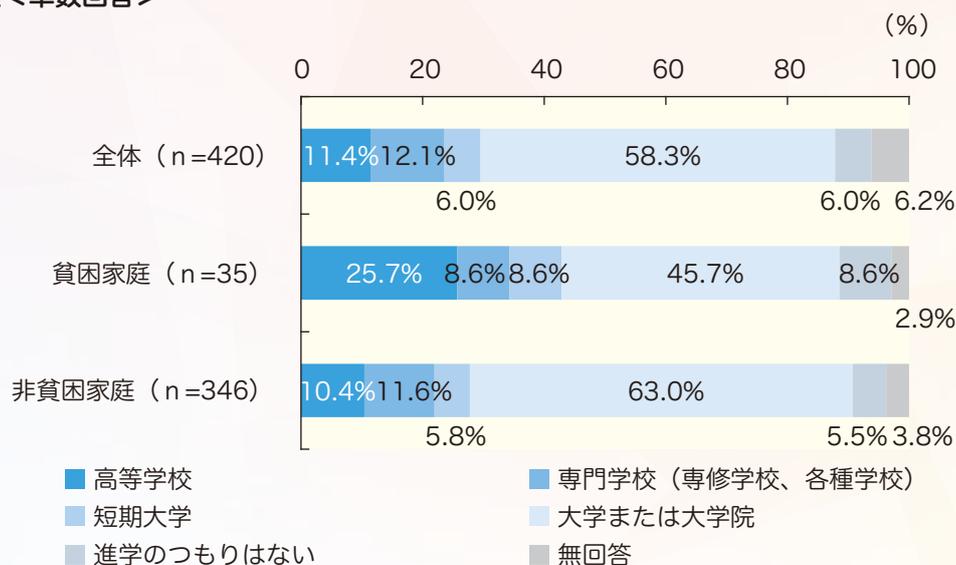


(6) 進学希望

進学希望についてみると、全体では「大学または大学院」が58.3%と最も高く、次いで「専門学校（専修学校、各種学校）」が12.1%、「高等学校」が11.4%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「大学または大学院」が最も高くなっていますが、「貧困家庭」が45.7%であるのに対して、「非貧困家庭」は63.0%と前者が17.3ポイント下回っています。一方、「高等学校」は「貧困家庭」が25.7%であるのに対して、「非貧困家庭」は10.4%と前者が15.3ポイント上回っています。

■進学希望＜単数回答＞

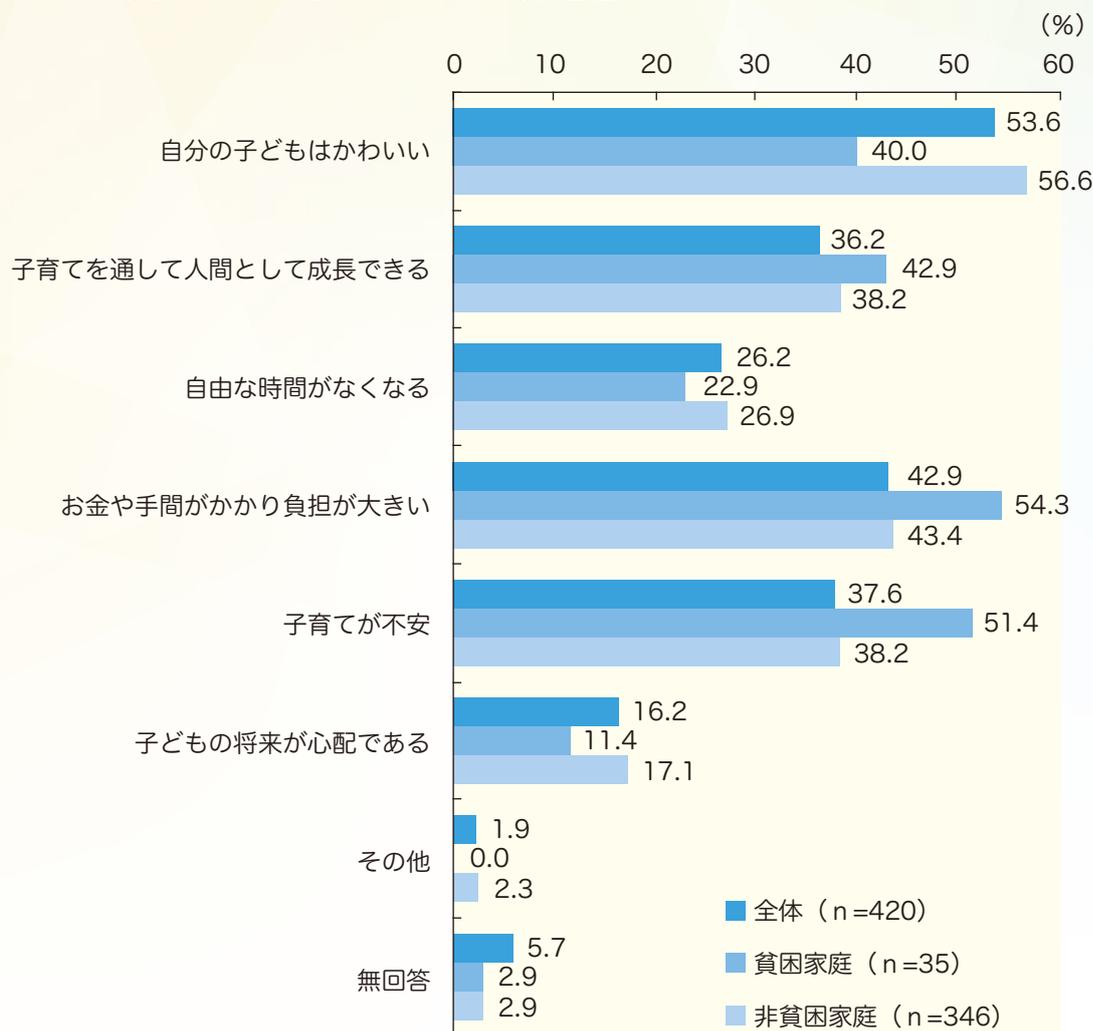


(7) こどもを育てることに対するイメージ

こどもを育てることに対するイメージをみると、全体では「自分の子どもはかわいい」が53.6%と最も高く、次いで「お金や手間がかかり負担が大きい」が42.9%、「子育てが不安」が37.6%となっています。

貧困関係をみると、「貧困家庭」では「お金や手間がかかり負担が大きい」が54.3%と最も高くなっていますが、「非貧困家庭」では「自分の子どもはかわいい」が56.6%と最も高くなっています。また、「子育てが不安」は「貧困家庭」が51.4%であるのに対して、「非貧困家庭」は38.2%と前者が13.2ポイント上回っています。

■こどもを育てることに対するイメージ<複数回答>



3 施策の展開

(1) 教育支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行い、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援 (再掲)	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
子どもの学習支援事業 (再掲)	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小・中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課
生活保護 (再掲)	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します(現物給付含む)。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課
就学奨励費支給制度 (再掲)	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部又は全額を支給し、負担軽減を図ります。関係各課や小・中学校との連携、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市片岡給付型奨学金制度 (再掲)	修学意欲はあるが経済的理由で大学又は短大への修学が困難な本市の学生に対し、修学費用の一部を給付します。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市入学金貸付制度 (再掲)	向学心旺盛であるが経済的理由で高校・大学等への入学金の支払が困難な方に入学金の一部を貸し付けます。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
文化芸術事業の実施	こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、こどもたちが社会の中で様々な年代や特性の人たちとつながりを持てる場を提供します。 また、こどもの貧困を含む社会課題を当事者・関係者だけの問題とせず、自分事として関心を高め、理解を深めるきっかけを創出したり、教育機関や福祉機関等、他分野と連携し課題の共有やアプローチを行える事業を実施します。	まなび文化課

(2) 生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こどもの居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援 (再掲)	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
子育て支援サービス相談支援 (再掲)	転入や出生をはじめ、各種手続のため来所した子育て家庭に対し、市内の子育て支援情報等を提供するほか、必要と思われるサービスの説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や各関係機関につなぎます。	子育て支援課 他
養育費・親子交流の履行確保事業 (再掲)	離婚前後の家庭に対して、離婚後のこどもの健やかな成長の助けのため、養育費と面会交流の取り決めと履行についての支援を行います。	子育て支援課
一時預かり事業 (再掲)	【一般型】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前のこどもを保育所(園)などで受け入れ、保育を行います。事業の安定的継続と拡大を図るため事業体制を整えるとともに、受入れの拡充を図ります。 【幼稚園型】 幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な教育を行います。	子育て支援課 幼保運営課
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待(身体的・心理的・ネグレクト・性的)、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 (基本型) (再掲)	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課

1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

施策・事業名	内容	担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ) (再掲)	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行います。利用者の要望に適切な対応ができるよう施設との連携を強化し、事業体制を整備します。	子育て支援課
養育支援訪問事業 (再掲)	妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出時、乳幼児健診等の節目の時期に面談を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握します。 養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行います。また、状況に応じて丸亀市要保護児童対策地域協議会との連携を図り、支援の強化を図ります。	健康課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) (再掲)	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行います。また、登録会員数を増やすため制度の周知や登録の推奨を行います。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業 (ホームヘルプサービス) (再掲)	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合に家庭の状況に応じたスムーズな対応ができるよう、子育てホームヘルプサービス事業の充実に努めます。	子育て支援課
青い鳥教室 (再掲)	<p>各校区における在籍児童数の動向を見据えつつ、増加が特に顕著な校区における適切な施設整備とともに、配置する支援員不足の解消に努めます。</p> <p>小学校の余裕教室等の空き状況を見ながら、必要とされる機能を満たせる空き教室がある場合には可能な限り、既存施設を活用して場所の確保を図っていきます。</p> <p>多様化するこどもや家庭が増加する中で、こどもに携わる職員・スタッフの適正な人員配置のあり方やスタッフの資質向上に向けて、職員・スタッフのニーズを的確に捉えながら研修内容などを工夫し、引き続き放課後支援の質の向上に努めます。</p> <p>特別な配慮を必要とする児童に対しては、引き続き、現場で対応する支援員の判断を最大限尊重した上で必要に応じて加配するなど、児童が安心して過ごせる環境づくりとともに、専門的な知識を持った職員の確保に努めます。</p> <p>児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や1年生から6年生までの異年齢児童との交わり等を通じた社会性の習得、主体的な遊びや生活ができるような居場所の提供を継続できるよう、放課後子供教室等の外部機関とも連携しながら、教室での活動を工夫して行っていきます。</p> <p>新入生に対しては、各学校の入学説明会を活用し、在校生等に対しては案内文書や市のホームページを活用するなど、今後も継続して、利用を希望する保護者や、地域住民に対して、「青い鳥教室」における育成支援の内容について、様々な方法で周知を行っていきます。</p>	教育部総務課

施策・事業名	内容	担当課
放課後子供教室 (再掲)	全小学校区での実施を目指して、地域の担い手の確保とともに、学生ボランティア募集について、引き続き実施し、未開室校区での活動は広報等により周知を行い開室校区が増えるよう努めます。 各教室のプログラム内容を充実させるため、好事例を紹介するとともに、各教室の要望を確認し必要に応じて支援員の研修機会の確保を図り、質の向上に努めます。	教育部総務課
つながりの場づくり支援事業 (再掲)	こどもが社会的孤立に陥らないよう、こどもの居場所づくりなどこどもと支援を結ぶつながりの場をつくり、こども食堂やフードパントリー等、学習支援、相談対応を行います。	子育て支援課
こども食堂 (再掲)	こどもの孤食を減らし、社会的に孤立しないよう、地域に居場所をつくり、人とつながることで、安心して過ごせる場所を提供します。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業 (こども第3の居場所) (再掲)	ひとり親家庭などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を身につけるために、宿題・個別学習や体験活動・文化活動を通じて、将来の自立に向けた力を育みます。	子育て支援課
自立相談支援事業 (再掲)	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課
家計改善支援事業 (再掲)	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	福祉課
生活保護 (再掲)	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します(現物給付含む)。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課

1
計画の策定に
当たって

2
こどもと家庭を
取り巻く状況

3
計画の基本的な
考え方

4
次世代育成
支援行動計画

5
子ども・子育て
支援事業計画

6
こどもの
ひかり計画

7
子ども・
若者計画

8
計画の推進体制
と進捗管理

資料編

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことのできるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行い、保護者が子育てと仕事を安定的に両立できる環境づくりを図ります。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援 (再掲)	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
被保護者就労支援事業 (再掲)	福祉と就労の一体化事業の一環として、ハローワークと連携し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	福祉課
就労準備支援事業 (再掲)	就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
	香川県労働局及び香川県、NPO 法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課



(4) 経済的支援

家庭での生活の基礎となる経済状況について、こどもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的な支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで）のこどもに対して、健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図ります。	子育て支援課
こども医療費助成制度（再掲）	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもに対して、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図ります。	子育て支援課
児童手当（再掲）	子育て家庭（18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子育て支援課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給（所得制限あり）します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援（再掲）	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
ハッピーファーストバースデー事業（再掲）	こどもの1歳の誕生日に、おむつなどの育児用品の入った「ファーストバースデーセット」を子育て経験のある配達員が自宅に届け、経済的な支援と相談を行います。	子育て支援課
多子世帯出産祝金支給事業（再掲）	多子世帯の3人目以降のこどもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図ります。	子育て支援課
子育て応援育児用品貸出事業（再掲）	乳幼児の保護者・養育者に対し、子育て用品を無償で貸出することにより、乳幼児の健全育成支援及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課
市民福祉年金（在宅重度障害児年金）（再掲）	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳1級又は療育手帳 [㊤] ・Aを持ち、常時家族の介護が必要な5～20歳未満の在宅重度の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課
市民福祉年金（障害児年金）（再掲）	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている20歳未満の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課
住居確保給付金の支給（再掲）	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中に有期で支給します（生活保護受給者除く）。	福祉課

施策・事業名	内容	担当課
生活保護（再掲）	<p>生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。</p> <p>また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。</p>	福祉課
保育料の軽減（再掲）	<p>多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和します。</p>	幼保運営課
実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	<p>生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。</p> <p>また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。</p>	幼保運営課

